

SNKL

新日本建機リース総合サポート制度のご案内
<2020年4月1日改定>

はじめに

お客様の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます
平素は新日本建機リース株式会社に格別のご高配を賜りまして、誠に有難う御座います
さて、建設業界を取り巻く経営環境は、資材の高騰と人手不足に加えまして
頻発しております建設機械等の盗難事故や、複雑化、高額化する事故の賠償責任への
対応などにより、企業経営のリスクが増大しております

弊社ではお客様の皆様の負担を最大限軽減すべく、総合補償制度を設けておりますが、
この度、お客様の皆様へ「よりお役に立ち、わかりやすい制度」を目指し、補償内容の
一部変更を含め、パンフレットの内容を変更いたしました

弊社のレンタルサービスと新日本建機リース総合サポート制度を併せてご利用いただきます
ことにより、皆様の建設機材調達や事故処理など現場運営のお役に立つよう努めてまいります
今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます

2020年4月1日
新日本建機リース株式会社

目次

▶ レンタルサポート制度について	1
▶ 車両サポート	2
▶ 動産サポート	5
▶ 賠償責任サポート	7
▶ レンタルサポート制度共通対象外規定	8
▶ 万一事故が起こったときは	9

レンタルサポート制度について

新日本建機リース(株)では全てのレンタル機械及び車輛に起きた損害お客様の負担を軽減するサポート制度を用意しております
(一部の対象外の商品、作業、現場を除きます。)

※サポート料はお客様の任意でレンタル料とは別途にお支払いいただけます。

新日本建機リース(株)レンタルサポート制度の内容は大きく下記の3種類に分けられます

車輛サポート

動産サポート

賠償責任サポート

◆ サポート内容

サポートさせて頂く対象は当社より貸出している車輛・機械に発生した損害額と第三者に被害を与えた場合の損害賠償となります

損害賠償のサポートの範囲は司法上の賠償を基準とします

◆ サポート料金

貸出の1日単位で、ご提供するレンタル商品毎に定めております

使用の有無を問わず、弊社出庫日から弊社入庫日までの全日数分を請求させていただきます

◆ 被サポート者

<車輛>：借受人（借受人以外の方が運転する場合は弊社の承諾が必要です）

<動産>：サポート制度に加入頂いたお客様及びお客様が使用を許可した者

但し、機械の使用を許可するにあたり無資格者や事故常習者など不適切な者は対象外となります

◆ 第三者

被サポート者が通常の事故により損害を与えたお客様の会社以外の他人で法的な損害賠償責任を負担する場合
通常の事故とは法律などで定められた適切な運転・操作に於いて発生した事故を指します

◆ お客様負担金

サポート制度対象の事故が起きた場合、お客様に最低ご負担頂く金額です（1事故毎に一括してご請求させていただきます）

◆ 対象外

以下の商品及び作業・工事で起きる事故はサポートに対象にはなりません

<商品>：敷鉄板・ゴムマットなどの商品

<作業・工事>：船上作業、海上工事、トンネル工事、地下工事、縦坑内作業など安全上最も危険度の高いと思われる
作業・工事現場の事故

* 詳細は弊社営業担当へお問合せください

車輛サポート

レンタル車輛使用中における車輛損害事故及び賠償責任事故をサポート致します
 ナンバー付車輛の貸出しはサポート制度ご加入を条件にさせていただきます
 ご加入いただけない場合はお断りする場合がございます
 借受人以外の方が運転する場合は事前に運転手のお名前、免許種類、免許番号の連絡が必要です

対象	サポート内容		お客様ご負担金
車輛 ナンバー付き建設機械	対人賠償	無制限	15万円
	対物賠償	3,000万円/1事故	
	搭乗者傷害	500万円/1名	
	車輛損害	全損/盗難・・・時価額	実損額の下限30% (過失割合によりご負担率を決定)
		部分損傷・・・復元費用	20%~30% (下限 15万円)

◆お客様負担金（免責） * 損害額により負担金が異なります

- ・ 部分損害 100万円未満の場合、1事故につき15万
- ・ 100万円以上300万未満の場合、実損額の20%
- ・ 300万円以上の場合、実損額の30%
- ・ 全損・盗難の場合、実損額の下限30% (過失割合によりご負担率を決定)

ご注意

- * 全損とは事故による損傷が著しく、現状回復・修復が出来ないと当社が判断した場合を言います
 又修復できる場合でも高額(商品時価を超える)になる場合は「全損」と判断する可能性があります
- * 事故修理時の再販期間における休車費用は実損額に含まれるものとします
- * 用途外使用含む過失責任が大きい場合、過失割合により当社が決定します

◇ 対人

レンタル車輛を通常の運転中に第三者（他人）に対して発生した損害

◇ 対物

レンタル車輛を通常の運転中に第三者（他人）の財物に対して発生した損害

1. 通常の運転中に発生した事故とは定められた正しい使用方法での運転中に発生した事故であり故意又は無理な運転により発生した事故については通常運転中の事故とはなりません
2. 賠償責任の範囲・金額は司法上の賠償責任に準じます

◇ 搭乗者

レンタル車輛に定められた正しい乗車方法で搭乗し事故によって死亡されたり身体に後遺障害または傷害を被られた場合にサポート致します

◇ 車輛本体

レンタル車輛を通常の運転中及びレンタル車輛を保管中に発生した事故による損害（火災、盗難、器物損壊を含む）

<サポート対象となる事故例>

（対物／車輛）

1. 交差点内を青信号で直進した際、右折して来た対向車と接触し双方破損した

（車輛本体）

2. 雨天高速道路走行中、わだちにハンドルをとられ側壁に接触し車体を破損させた

（対人賠償責任）

3. 車輛走行中、飛び出してきた通行人と接触しケガを負わせた

（搭乗者傷害）

4. 赤信号で停止中、後続車に追突され運転手がケガをし治療の為7日間入院した。

◆サポート「対象外」事故

（全般）

1. 無免許運転又は酒酔い、麻薬等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で運転している場合借受人以外で弊社に連絡、弊社の承諾のない運転者による事故は対象外となります
2. 自殺やけんか、又は犯罪等によって生じた事故

（車輛本体）

1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの
（作業油・オイル・冷却水・安全装置等）（お客様の不注意によるエンジン焼付け等）
2. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
3. 車輛もしくは車輛に付属する機械の能力を超えた使用
（クレーンの吊上げ重量制限を超えた等）、及び不適当な使用（用途外使用）による損害
4. 取扱説明書等によらず作業者が独自に判断した結果生じた破損・事故等
（許容加重を超えた作業や、高所作業のブームで鉄骨等を押さえる・支える等の作業で生じた損害等）
5. 不適当な管理状況（鍵を付けたままでの放置等）での盗難による損害
6. タイヤ等消耗品、管球類（ライト等）、荷台及びあおりの損害
7. トランスミッション（変速機）単体の損害
8. 道路交通法違反が原因での損害（信号無視、過積載、高さ、長さ、幅制限超過等）
9. クレーン付車両・高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しない事により発生した損害
10. 故障損害やその他電氣的・機械的による損害（発電機の故障によるコンピュータデータの破損など）
11. 欠陥・摩耗・腐食・さび・かび・虫食いその他自然の消耗による損害
12. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害
13. 凍結による損害（ラジエーター、水タンク、バルブ等）
14. 詐欺、横領等の不誠実行為による損害
15. 盗難、いたずら、当て逃げ被害時、所轄警察への届出がなかった場合
16. 部品などの機械の部分盗難
17. 積荷の損害
18. 転落事故等による車輛の引き上げ費用（クレーン代等）・廻送費用・入替費用等

（賠償責任）

1. 事故を起こした本人と死傷した被害者が父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合
2. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害
※ 加入者が他のレンタル会社から借入れした機械も使用・管理する財物となる為サポート対象外となります
3. 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合
4. 運転者の会社（JV及び共同作業従事者含む）及び個人が所有・使用・管理する財物の破損損害
5. お客様の請負っている工事対象物そのものの損害（建築中の建物を破損した等）
6. 当事者間のみで示談してしまった場合の賠償金
7. 人身事故で所轄警察へ人身事故届が出されていない場合

（搭乗者傷害）

1. 治療に要した実費
2. 医学的他覚所見のない後遺障害または傷害
3. 明らかな重過失による後遺障害または傷害
4. 後遺障害のサポート額は程度により異なります（500万円限度）
5. 正規の乗車装置以外（バケット内・荷台等）に乗車中の事故による後遺障害又は傷害

<サポート「対象外」の事故例>

1. 不注意によりトンネルにクレーン部分をぶつけ破損してしまった
2. 積載荷重オーバーした車両が走行しカーブを曲がりきれずに横転してしまった
3. レンタル車輛の鍵をサンバイザーにはさみ現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった
4. 除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった
5. エンジンの不調がわかっていたにも関わらず無理な運転をしてエンジンが破損してしまった
6. レンタル車輛のタイヤのパンク修理代

動産サポート

登録ナンバープレートの付いていない建設機械・小物類などのレンタル機械を使用中に起きた事故による機械本体の損害をサポートします

損害額は機械の時価額が上限となります

具体的にはレンタル機械を通常の作業、操作中、およびレンタル機械を保管中に発生した事故による損害

レンタル機械の運送中の事故で生じた損害、但し輸送業者に委託した運送は除きます

火災、盗難事故を含みます

※ 1 通常の作業、操作とは、法令、取り扱い説明書に則した運転及び使用を指します

※ 2 盗難とは警察への届け出を行い、警察にて盗難事故として受理された事故です

※ 3 運送中は適確な荷締めと落下防止策を講じてください

対象	サポート内容		お客様ご負担金
ナンバーなし建設機械 小物類等	車輛損害	全損／盗難・・・時価額	実損額の下限30%
			(過失割合によりご負担率を決定)
		部分損傷・・・復元費用	20%～30%
			(下限 15万円)

◆お客様負担金（免責） * 損害額により負担金が異なります

- ・ 部分損害 100万円未満の場合、1事故につき15万
- ・ 100万円以上300万未満の場合、実損額の20%
- ・ 300万円以上の場合、実損額の30%
- ・ 全損・盗難の場合、実損額の下限30% (過失割合によりご負担率を決定)
- ・ 小物類等 (ハウス、トイレ、アタッチメント含む) 部分損害・全損・盗難の場合、実損額の30%

ご注意

- * 全損とは事故による損傷が著しく、現状回復・修復が出来ないと当社が判断した場合を言います
又修復できる場合でも高額(商品時価を超える)になる場合は「全損」と判断する可能性があります
- * 事故修理時の再販期間における休車費用は実損額に含まれるものとします
- * 用途外使用含む過失責任が大きい場合、過失割合により当社が決定します

<サポート対象となる事故例>

1. 作業中に油圧ショベルが操作ミスで横転し、キャabinを破損してしまった
2. 現場に置いてある建設機械が盗難されてしまった
3. 運送中、交通事故に遭い建設機械が荷台から滑り落ち破損してしまった
4. 現場で保管していた油圧ショベルが放火され、全焼してしまった
5. 油圧ショベルで作業中、誤ってアームをぶつけてしまい破損してしまった

◆サポート「対象外」事故

1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの（作動油・オイル・冷却水・安全装置等）
2. 詐欺・横領等の不誠実行為による損害
3. 不適当な管理状況（鍵を付けたままでの放置等）での盗難による損害
4. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
5. バケット、ツース等消耗品や管球類（ライト等）の損害
6. 凍結による損害（ラジエーター等）
7. 電氣的・機械的による損害（お客様の不注意によるエンジン焼付け等）
8. 欠陥・磨耗・腐食・さび・かび・虫食いその他自然の消耗による損害
9. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害
10. 燃料の種類及び混合比を間違えたことによるエンジンの焼付け損害
11. 所轄警察署へ届出がない場合（盗難、いたずら、当て逃げ被害事故）
12. 置き忘れ、紛失による損害
13. 部品などの機械の部分盗難
14. ガラス・タイヤ・ゴムキャタピラ・ゴム製品・ベルト・ベルトコンベアの単独破損
15. すべてのシリンダー類の単独破損
16. 安全上、適していない最も危険度の高いと思われる作業・工事現場の事故
17. サポート対象外商品の事故（敷鉄板など動力を持たない商品）
18. 事故現場から修理工場又は弊社へ輸送するまでの費用
（クレーン代等の引き上げ費用、回送費用、入替え費用、現場での点検費用等）
19. 危険行為による損害（事故が予測できる行為）
20. 地震、噴火、津波、水災、土石流など自然災害による損害

<サポート「対象外」の事故例>

1. クレーン仕様油圧ショベルでの吊上げ荷重オーバーによりアームが破損してしまった
2. クレーン仕様でない油圧ショベルで吊上げ作業を行いアームが曲ってしまった
3. 油圧ショベルで作業中、バケットを自機のガラスにぶつけ破損してしまった
4. 解体作業で油圧ショベルのシリンダーにガラがあたり破損してしまった
5. クレーンの格納を怠り、トンネルにクレーン部分をぶつけ破損してしまった
6. レンタル車輛の鍵をサンバイザーにはさみ、現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった
7. 除雪中に雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった
8. エンジンの不調がわかっていたにもかかわらず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった
9. レンタル車輛のタイヤがパンクしてしまった
10. 養生をせずに吹き付け作業をしたため、近くに停車している建設機械を汚損した
11. 用途外の使用での作業を行い破損した
12. 建設機械を運送中、高さ制限箇所での確認不足により衝突破損した
13. アタッチメント取付車輛においてシリンダエンドでの作業をしたため、車輛を破損させた

賠償責任サポート

動産サポートの対象機械のレンタル機械使用中において第三者へ損害を与え法的に損害賠償請求が発生した際、その賠償金をサポート致します（搭乗できる自走式建設機械に限る）

サポート内容		お客様ご負担金
対人	2億円/1事故	30万円/1事故
対物	1,000万円/1事故	

◆サポート対象事故

《注意1》お客様において同様の保険に加入されている場合、お客様の保険を優先させていただきます

《注意2》人身事故の場合、労災保険を適用しない場合、サポートできません

又労災保険を適用する場合でも、労災保険、労災上乗せ保険（傷害保険等）を優先させていただきます

《注意3》示談につきましては、必ず弊社とご相談の上、お客様が進めていただきます

弊社へ届出無しに示談された場合、サポートできない場合がございます

～サポート対象事故例～

1. 油圧ショベルを操作中に通行人に接触し、重傷を負わせてしまった
2. 油圧ショベルで旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけ破損させてしまった
3. ブルドーザーで作業中、操作を誤って下請け人にケガを負わせてしまった
4. 油圧ショベルにて掘削し、誤って地中の水道管を破損してしまった。（工事対象物は対象外）
5. クレーンで旋回中、誤って電線に触れ、切断してしまった

◆サポート「対象外」事故

1. 機械の性能を超える操作によって発生した損害
2. 賠償責任サポートにて取り決めている賠償額を超える分の損害
3. 事故を起こした人と死傷した被害者が父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合
4. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害
※ 加入者が他のレンタル会社から借入した機械も使用・管理する財物となる為、サポート対象外となります
5. 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合（他社の自動車を破損した等）
6. 加入者の請負っている工事対象物そのものの損害（建築中の建物を破損した等）
7. 加入者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害
8. 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、
イ）土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れによる土地の工作物（収容物等含む）
植物及び土地の損壊について負担する損害賠償責任
ロ）土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物、その収容物
もしくは土地の損壊について負担する損害賠償責任
9. ナンバープレートが付いていない建設機械等での公道自走中の事故
10. 法令違反によって生じた損害
11. お客様の機械に弊社がレンタルするアタッチメントを装着して事故が起きた場合の損害

<サポート「対象外」の事故例>

1. 油圧ショベルで作業中、誤ってオペレーターと同じ会社の社員をケガさせてしまった
2. ブルドーザーで作業中、誤って自社の発電機にぶつかり破損させてしまった
3. 強風によりハウスが転倒し、第三者の車が破損してしまっ
4. 油圧ショベルで公道を自走中、車と衝突し、相手の車が破損してしまっ
5. 油圧ショベルが転倒し、作業現場前のレストランの入口をふさいでしまい、休業損害を求められた
6. 油圧ショベルで下請けのダンプに残土の積み込みを行っていた際、誤ってダンプのボディを破損させてしまっ

適用される範囲の例

1. A社のオペレーターがA社の社員を油圧ショベルでケガをさせた	× 対象外
2. A社のオペレーターがB社の社員を油圧ショベルでケガをさせた	○ 対象
3. A社のオペレーターがA社の自動車を油圧ショベルで破損させた	× 対象外
4. A社のオペレーターがB社の自動車を油圧ショベルで破損させた	× 対象外
5. B社のオペレーターがA社の社員を油圧ショベルでケガをさせた	○ 対象
6. A社のオペレーターが新日本建機リースの機械で、A社が新日本建機リース以外からレンタルした機械を破損させた	× 対象外
7. A社のオペレーターが新日本建機リースの機械で、B社が新日本建機リース以外からレンタルした機械を破損させた	× 対象外

* 上記適用範囲および例はあくまでも一例であり、実際の事故毎で請負契約の形態・賠償責任関係を精査の上、適用判断させていただきます

レンタルサポート制度共通対象外規定

1. 「新日本建機リース(株)サポート制度」に加入されていない場合
2. 被サポート者業務に従事中の使用人に対する損害
3. 被サポート者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定或いは取り決めがある場合
その約定或いは取り決めにより加重された賠償責任
4. 無断で転貸し、発生した損害
5. 故意、重大な過失または、無免許運転・飲酒運転・薬物乱用等重大な法令違反による損害
6. 不誠実行為（詐欺・横領等）により発生した事故
7. 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺行為または犯罪行為
8. 差押え・徴発・没収・破壊等、国又は公共団体等の公権力の行使によって生じた損害
9. じんあい・騒音・核汚染等によって生じた損害
10. 地震・噴火・津波・水災・土石流など自然災害による損害
11. 置き忘れ・紛失等による損害
12. 事故に関わる間接損害 ※
13. 常時地面に接する部分の損害
14. 燃料物質等により生じた損害や傷害
15. レンタル機械及び車輛を無断で改造又は装置取り付け等を行った場合や、行った事による事故の損害
16. 取扱説明書に記載のない、またはこれを逸脱した使用による事故の損害。
17. 危険行為による損害や事故が予見できるにもかかわらず回避義務を怠った事による損害
18. 必要な資格を有しない者の運転操作による事故の損害
19. 事故発生時はただちに弊社にご連絡下さい。連絡が遅延した時は、サポートが受けられない場合があります
20. 日本国外で発生した事故等
21. 弊社内で発生した事故
22. 他社の機械、車輛、物が原因の損害

※ 事故発生時のレンタル機械及び車輛の引き上げ費用、回送費用、入替費用、現場での点検費用、
代替レンタル機械及び車輛のレンタル料金、
事故レンタル機械及び車輛修理期間の休業補償費用や事故が原因による工期が延長になった為の損害費用等

ご注意

1. 「新日本建機リース(株)サポート制度」は加入されたお客様のみサポートいたします
2. このサポート制度はレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています
3. 現場状況等により「新日本建機リース(株)サポート制度」の加入をお受けいたしかねる場合がございます
4. お客様ご負担金とは、事故発生時にお客様にご負担いただく金額です
5. 警察、その他監督官庁の証明書が必要な場合がありますので、車輛での人身・対物事故は必ず届け出てください
届出を怠った場合、サポート非対応となります
6. 盗難、いたずら、当て逃げ被害時、所轄警察への届出がなかった場合及び届出した警察が盗難・被害事故として扱っていない場合は
非対応となります
7. 事故発生時はただちに弊社にご連絡下さい。連絡が遅延した時は、サポートが受けられない場合があります
8. 賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承諾を必要と致します
万一、弊社の承諾なく当事者間の和解等によって決められた賠償金の請求に対してのサポートはいたしかねます
9. 貸渡期間が2日以上となる場合には日常点検はお客様が実施してください
10. 弊社の承諾なしになされた修理代にかかる費用はお支払いできない場合がございます
11. 各サポート制度の支払い限度額を超える部分についてはお客様のご負担とさせていただきます
12. サポート内容に休業損害は含まれておりません
13. レンタル機械及び車輛の修理につきましては弊社指定工場とさせていただきます
14. このサポート制度のご案内に記載されている各規定は主な事例を挙げたものであり、その他については弊社の規定に準じるものとします
15. サポート制度による補償をご利用される頻度が極端に多いお客様、又は明らかに不適切な使用方法や違法行為による事故が多いお客様は
サポート制度のご利用をお断りする場合がございます
16. 「新日本建機リース(株)サポート制度のご案内」は2020年4月1日に改定されたものです
又この「新日本建機リース(株)サポート制度のご案内」は予告無く内容を変更する場合がございます

この「新日本建機リース(株)レンタルサポート制度」に関するお問合せは各営業所営業担当者へお問合せください

2020年4月1日改定

万一事故が起こったときは…

(1) まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です

(2) 路上等の危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動させてください
又物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行ってください

(3) 警察へ事故の届出を

- ①事故の場合は必ず警察へ届けてください
(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です、
道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています)
- ②盗難事故(車両・機械等)の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をしてください
- ③その他官公庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください

(4) ただちに弊社営業所までご連絡を

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡ください

- ①事故発生の日時
 - ②事故発生の場所
 - ③お客様の氏名・住所・連絡先(TEL、FAX、担当者名)・
運転者氏名・お客様との関係・免許内容・事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容及び程度
 - ④事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度等も)
 - ⑤相手の住所、氏名、会社名、電話番号等
【物損事故】…車両損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
【人身事故】…ケガの内容、病院名、電話番号
 - ⑥搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号
- ※人身事故の場合は、特に被害者の方へのお見舞いをしてください

ご注意!!

当事者間での示談交渉は、絶対になさらないようお願いいたします

万一、当事者間で示談交渉をされてしまわれた場合、サポート対象外となる可能性がございます

又サポート対象となった場合でも、示談内容全てをサポートできるとは限りませんのでご注意ください

対物事故については損害物の写真撮影をお願いします